

事務次官	条約局長	アジア局長
参議官	参事官	参事官
官房長	法規課長	参事官
官房総務参事官		北京アジア課
		課長
		竹内
厚生省保管の遺骨について		
42. 8. 1		
北東アジア課		
本件については、従来から韓国から屢次		
要請がある中で、次の考え方で解決するにと		
といたしたい。		
1. 本件については、42. 2. 4日付北東ア		
ア課メモに対し、北鮮地域に遺骨について		
条約局法規課長のコメントがあり、このような		

法律的問題真があることは否定できないの

で、その結果、42.3.24日付匪北第298号

(別添)

公信のとおりの一応の訓令を發出した次第

であるが、この訓令については、42.6.17日付

(別添)

上川臨時代理大使發公信のとおり執行でき

ぬままに推移している。このような法律的問題

に提われていては本件は半永久的に解決

できない事情にある

解決の場合、在韓日本人遺骨、
(別添(註)参照) 遺骨輸送は認められず、
上記 (両件を一括して運送しようとする)

2. 他方、韓国側は、42.6.17日付公信に

よれば、これら遺骨を日本側が一括して韓

国側へ引渡さない場合には、「縁故者」の

判明した命令 ([redacted])

[redacted]) につき、これを日本側

が最終的に埋葬することとを約束するならば、

「締結者」の判明した命令のみを引きとるにと

としたことの意向を表明しているが、 [redacted]

[redacted]

[REDACTED] (この場合、このようなコミット

を与えなければ、韓国側が部分的引き取り

に応じないこと^もはほぼ確実に予想される。

2. 厚生省は、最近に至り、本件遺骨を際限

なく省内に保管することは適当でないとし、

外務省が本件解決に踏み切らないならば、

厚生省としては、これら遺骨を一括して、地

方公共団体の遺骨安置所に保管するよう

移管することを考えているといわれる(別途

×无参照)。

しかし、これも所詮 いわば保管場所の

移動にすぎず、問題の解決にはならず ~~本稿~~

~~本稿~~ 地方公共団体への移管を 秘密裡に

行なうことは無理であり ([REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]。やはり、この際、根本的解決を考へる

べきであると考へられる。

4 [REDACTED]

(=これ以後、在韓日本人遺骨問題の促進を以てする)

(註) 中方の在韓日本人遺骨の調査収集
を認めない韓国側の態度について。

(1) 昭和41年5月28日 在韓日本人遺骨の
収集調査につき韓国側は協力や要望の無い
旨は(崔東比軍州課長) 戦時中徴用された韓
国人軍人軍属の遺骨問題が未解決であり、日本
側は遺骨確保の調査は済ませ済ませ
ることは国民感情を考慮し好ましくない
本件は日韓双方が併行に行なうのが適当
であると述べている。

(2) 今年6月2日 ソウルにおける本件

9

其^{ウツ}日本人遺骨引渡交渉之韓国側(崔秉

北重州課長)は、上述懸念を理由に、此

方針を切高に処理し得ない旨主張した。

(後、~~西本館長~~^{事件}遺骨は車とわが遺骨であるので

切高に引渡すことに同意した。)

(3) 今年9月30日迄に在韓日本人遺骨調査

に必要協力方を要望した。此方針(崔秉)

は、従来同様。懸念に在日韓国人遺骨問題の

早期解決を要望した。

なお、わが方は昭和41年度に在韓日本人

遺骨の調査収集量を目標に計上(約270万個)

(東洋聯合會資料) のことには、

この資料の目的は、

東洋の発展に資する